

理 由

食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に食品廃棄物等の発生量等に関し定期の報告を義務付けるとともに、再生利用事業計画に位置付けられた食品循環資源の収集又は運搬を行う者について一般廃棄物に係る廃棄物処理法の許可を不要とする等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。